

部長及び参事官
殿
所 属 長

地 域 発 第 6 8 号
平成28年 3 月15日
30年保存（口訓）
本 部 長

大規模災害等発生時における警察支援活動員運用要綱の制定について（通達甲）

大規模災害等発生時における警察支援活動員の運用に関し「大規模災害等発生時における警察支援活動員運用要綱の制定について（例規）」（平成25年9月6日地域発第331号）を制定しているところであるが、高知県警察公文書管理規程（平成27年6月本部訓令第18号）の施行により公文書種別から例規をなくすることに伴い、大規模災害等発生時における警察支援活動員の運用に関し別添のとおり「大規模災害等発生時における警察支援活動員運用要綱」を定め、平成28年4月1日から実施することとしたので、誤りのないようにされたい。

別添

大規模災害等発生時における警察支援活動員運用要綱

第1 目的

この要綱は、大規模災害、大規模警備その他これらに準ずる事態（以下「大規模災害等」という。）の発生に際し、警察業務に精通している高知県警友連合会の会員を警察支援活動員（以下「活動員」という。）として委嘱し、勤務員不在の交番等への支援を受けることにより、警備活動等を円滑に推進するとともに、地域住民の不安感の除去及び住民サービスの向上を図ることを目的とする。

第2 活動員の委嘱方法等

1 委嘱

- (1) 本部長は、「大規模災害等発生時における警察支援活動に関する協定」に基づいて高知県警友連合会長から推薦された者を、別記第1号様式の警察支援活動員名簿（以下「名簿」という。）に登載するものとする。
- (2) (1)により名簿に登載された者は、活動員に委嘱したものとみなす。

2 任期

活動員の任期は、原則として1年とする。ただし、再任を妨げない。

3 解嘱

- (1) 本部長は、活動員から辞任の申出があったとき又は活動員に次に掲げる事由が生じたときは、高知県警友連合会長と協議してこれを解嘱することができるものとする。
 - ア 健康上の問題、その他特別な事情により活動員としての活動に支障があると認められるとき。
 - イ 活動員としてふさわしくない行為があったとき。
- (2) 本部長は、活動員を解嘱したときは、高知県警友連合会長を経由して、当該活動員に通知するものとする。
- (3) 活動員が死亡した場合は、解嘱したものとみなす。

4 名簿の送付

本部長は、活動員の委嘱又は解嘱により名簿に変更があったときは、その都度、名簿の写しを高知県警友連合会長並びに署長、免許センター長、交機隊長、高速隊長及び機動隊長に送付するものとする。

第3 支援要請等

1 支援要請手続

- (1) 署長は、活動員による支援が必要であると認めるときは、本部長に支援活動の要請を行うものとする。

- (2) 本部長は、署長からの要請を受理したときは、別記第2号様式の警察支援活動員支援要請書（以下「要請書」という。）により、高知県警友連合会長に支援要請をするものとする。ただし、緊急を要するときは、電話その他の方法により支援要請をすることができるものとする。この場合においては、事後速やかに要請書を高知県警友連合会長に提出するものとする。
- (3) 支援要請が承諾された場合における活動員の具体的な活動内容は、署長と地区警友会長が協議して定めるものとする。

2 支援終了時の措置等

署長は、支援を必要とする要請期間の満了前に活動員の支援を受ける必要がなくなった場合は、地区警友会長と協議の上、活動員の活動を打ち切ることができるものとする。

第4 活動員の活動場所及び活動時間

1 活動場所

活動場所は、原則として当該活動員の住所地を管轄する署の管轄区域内とする。

2 活動時間

1日の活動時間は、おおむね午前9時から午後5時までの間とし、その割り振りは、署長と地区警友会長が協議して定めるものとする。

第5 活動の記録

署長は、活動員に対し、活動中の取扱事項について、別記第3号様式の警察支援活動員活動状況報告書（以下「活動状況報告書」という。）の作成及び提出を求めるものとする。ただし、大規模災害の発生直後など活動状況報告書を作成することが困難であると認められるときは、この限りでない。

第6 事故報告

署長は、活動員に事故が発生したときは、別記第4号様式の警察支援活動員事故発生報告書により、速やかに本部長に報告するものとする。

第7 運用上の留意事項

署長は、活動員の運用に当たり、次に掲げる事項に留意するものとする。

- 1 活動員の支援活動に便宜を図ること。
- 2 活動員が活動によって知り得た秘密を他の者に漏らさないことを厳守させること。
- 3 活動員の事故防止を図ること。
- 4 活動員が適切な活動を行えるよう、平素から、有事を想定した活動要領の指導教養を行うこと。

第8 署以外の所属における活動員による支援

署以外の所属において活動員による支援が必要となったときは、当該所属長が本部長に支援活動の要請を行うものとする。この場合において、第3から第7中、「署長」とあるのは「課長」と読み替えるものとする（ただし、第4の1は除く。）。また、この場合における活動員の活動場所については、課長が指定する場所とする。

第9 事務処理

この要綱に関する県本部における事務は県本部地域課において行うものとする。ただし、所属における事務は副署長又は次長において行うこと。

（別記様式省略）